

香取市こども計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

香取市こども計画策定支援業務委託

2. 目的

本市では、現在、第3期香取市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策を推進しているところであるが、近年の複雑化・複合化している子ども施策を総合的に推進するため、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「香取市こども計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

なお本計画は、こども基本法第10条に規定する「市町村こども計画」に位置付け、現行の第3期香取市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進法第8条の市町村行動計画を含む）、「子どもの貧困対策についての計画」、「子ども・若者計画」と一体的に策定するものである。

本委託業務は、子ども・若者への意見聴取、貧困対策等に関する調査及び分析、本市の子育て支援における現状分析、既存計画及び統計資料等の整理を行い、本計画を策定するまでの一連の作業を支援することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

4. 総則

本業務仕様書に特段の定めがないものについては、香取市財務規則（平成18年香取市規則第48号）によるものとする。

5. 業務の留意点

本計画は、本仕様書によるほか、次の関係法令等を勘案したこども施策についての一体的な計画とする。特に国が策定した「こども大綱」の内容を十分に踏まえるほか、令和8年度こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）の対象事業であることに留意し、当該補助金交付要綱に基づき業務支援を行うこと。また、こども基本法第11条に規定する「こども等の意見の反映」にも留意すること。

- ・こども基本法
- ・子ども・子育て関連3法
- ・次世代育成支援対策推進法
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・少子化社会対策基本法
- ・千葉県こども・若者みらいプラン等の関連計画
- ・本市関連計画
- ・その他、関連法令及び通知等

6. スケジュール（予定）

令和8年 6月頃：現状分析、既存計画及び統計資料等の整理

- 7月頃：少子化対策に係る調査結果の分析
第1回子ども・子育て会議開催
 - 8月頃：子ども・若者への意見聴取（高校生・若い世代）
 - 9月頃：子どもの貧困対策等に関する調査・集計・分析
 - 10月頃：中学生模擬議会及びアンケート調査
児童館利用者に対するアンケート調査
 - 11月頃：計画（案）の作成
 - 12月頃：第2回子ども・子育て会議開催
 - 令和9年 1月頃：パブリックコメント
 - 3月頃：第3回子ども・子育て会議開催、計画策定
- ※上記スケジュールは現時点の見込みであり、詳細なスケジュールは契約後に市と協議の上、決定する。

7. 委託業務内容

委託業務の内容は、以下のとおりとする。なお、詳細については契約締結時に、市と受注者において協議を行うものとする。

(1) 子ども・若者への意見聴取

① 高校生を対象としたワークショップの開催

(ア) 受注者は子ども・若者への意見聴取の観点から市内の高校生を対象としたワークショップを開催すること。ただし人数は20名程度を想定し、対象者の選定・募集は市が行う。受注者はワークショップの開催全般を行うこととし、その方式、テーマについてあらかじめ市と協議のうえ決定すること。当日はワークショップの進行、コーディネートをを行い参加者の意見集約、報告書の作成、計画への反映を行うこと。

② その他市が実施する意見聴取の分析及び反映

(ア) 受注者は以下の市が実施し意見聴取の集計を行うものについて、その分析及び計画への反映等を行う。また、これらの意見聴取の機会を通じ本計画に子ども・若者の意見反映をさせるため、市に対し助言等の支援を行うこと

- ・若い世代を中心としたワークショップの開催状況の分析と反映
- ・児童館利用者に対するアンケート調査結果の分析と反映
- ・中学生議会及び事後アンケート調査結果の分析と反映

(2) 子どもの貧困にかかるアンケート調査

① 調査対象及び調査方法、集計、分析等

(ア) 市内及び市民が通学する小学生とその保護者を対象としたアンケート調査を行う。対象は小学校5年生児童約450名を想定し、対象者の選定・調査票の配付は市が行う。

(イ) 調査対象世帯の状況と児童の貧困についての回答の結びつきが判るよう、調査票は児童とその保護者に対する設問をひとつの調査票にまとめること。

(ウ) 受注者は、国及び千葉県による子どもの貧困に関する調査結果等を用いるなどし、香取市の子どもの貧困についての的確かつ効率的に把握しデータ分析を行うことを想定し、アンケート調査票の作成、結果の集計、分析及び報告

書の作成を行うこと。

②アンケート調査票の作成

(ア) アンケート調査票の内容および様式については、デザイン・レイアウト等を含めて本市と協議を行ったうえで決定し作成すること。

(イ) Web 回答フォームを作成し、オンラインで回答できる仕様とすること。また、重複回答がされない仕様とすること。

(ウ) 設問数は回答者の負担を考慮しつつ、有益な調査結果となるよう適切かつ効果的な設問を提案すること。

③データ入力・集計及び分析並びに報告書の作成

(ア) 調査票の回答は、すべて数値及びテキスト（自由回答欄等）で入力すること。

(イ) 入力したデータを集計し、集計結果から見る全体像や設問別の分析を行い、調査結果をわかりやすくまとめた報告書を作成すること。

(ウ) 市内小学生児童数や市の人口の推移や推計のほか、市全域及び提供区域ごとの基礎的なデータ、国及び千葉県による子どもの貧困に関する調査結果等を用い、香取市全域の子どもの貧困状況について推計し分析・評価等を行うこと。

(3) 少子化対策に係る調査結果の分析

主に第2次香取市総合計画後期基本計画の香取市人口ビジョンを基に、香取市の将来人口の分析と推計についてまとめ、本計画に反映すること。

(4) こども・子育て支援事業債対象事業等の掲載支援

こども・子育て支援事業債対象事業について本計画に反映させるため、資料作成及び他自治体の事例や助言等の支援を行うこと。

(5) 本計画案の策定支援

①子ども・若者への意見聴取、各種アンケート調査等を整理し、現行の第3期香取市子ども・子育て支援事業計画を基本とし、本計画の構成、調査結果の掲載等を市と協議のうえ検討し、計画案を取り纏めること。

②計画案に対する香取市子ども・子育て会議における審議・検討結果、パブリックコメント等に基づき補修正を行い、こども計画を取り纏めること。

(6) 第3期子ども・子育て支援事業計画の中間見直し

香取市の現状分析、少子化対策に係る調査結果を基に、市の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、市の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、第3期子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに乖離がある場合は、その見直しについて助言等の支援を行うこと。

(7) 会議への参加等

①香取市子ども・子育て会議（全3回程度）が円滑に運営できるよう、会議の開催前に担当課と打合せを行い、会議資料の作成に必要な基礎資料を作成するこ

と。

- ②会議（２時間程度）に出席し、円滑な運営を支援するとともに、必要に応じて説明を行うこと。
- ③会議での意見の集約及び検討結果を踏まえ、本計画案策定に反映させること。
- ④前述の会議のほか、本計画の取りまとめのため、市と定期的な打ち合わせ（オンラインによるものを含む）の機会を設け、本委託業務の進捗に支障をきたすことのないようスケジュール管理を行うこと。

(8) パブリックコメントへの実施支援

本計画案に関して、市が実施する住民向けパブリックコメントについて、資料作成及び意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。

(9) 事業実施にかかわる情報提供等

専門的知識及び経験に基づき、助言・支援すること。また、事業全体の実施にかかわる、国、県内、県外の他自治体等の情報収集を行い、提供・助言等を行うこと。

(10) 成果品

- ① 香取市こども計画書
 - ・ A 4判、100 頁程度、200 部（表紙カラー、中単色刷）
- ② 計画書こども版
 - ・ A 4判、8 頁、3000 部（デザイン、レイアウト編集、校正含む）
- ③ 計画書概要版
 - ・ A 4判、8 頁、カラー刷、500 部（デザイン、レイアウト編集、校正含む）
- ④ 以下のデータを収録した電子媒体（DVD-R 等）
 - ・ 香取市こども計画書、計画書こども版及び計画書概要版（Word 及び Pdf）
 - ・ 貧困対策等に関する調査の集計データ及び報告書データ（Word 及び Pdf、Excel 又は Csv）
 - ・ ワークショップ結果報告書（Word 及び Pdf）
 - ・ 調査票の原稿（Word 及び Pdf）
 - ・ 調査票の回答を入力した元データ（Excel 又は Csv）
 - ・ 調査票に収録されたグラフや単純計算、クロス集計のデータ（Excel 又は Csv）

8. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、子ども・子育て支援法その他の関係法令及び規定等に準拠すること。
- (2) 契約締結後、速やかに工程表を提出し、本市と協議を開始するとともに、適正な工程管理を行うこと。また、本市が業務履行の進捗状況の報告を求めた場合には、速やかに報告をすること。
- (3) 業務履行の過程において、本市又は受注者が必要と認める場合には、適宜協議を行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じる場合は、速やかに発注者と協議を行い、発注者の指示に従うものとする。
- (5) 業務履行の過程において、受注者が作成した基礎データ等資料を本市が求めた

場合は、受注者は可能な限り対応すること。また、本業務において作成した成果品の著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとする。

- (6) 業務内容その他この契約により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 業務履行にあたり、個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。また、プライバシーマーク制度の認定を受けていること。
- (8) 本業務に係る情報公開に係る開示請求があった場合は、香取市情報公開条例(平成18年香取市条例第15号)に基づき、提出書類を公開することがある。
- (9) 受注者は、本業務完了後に受注者の責による誤りが発見された場合、自らの負担により速やかに訂正等の必要な作業を行うものとする。